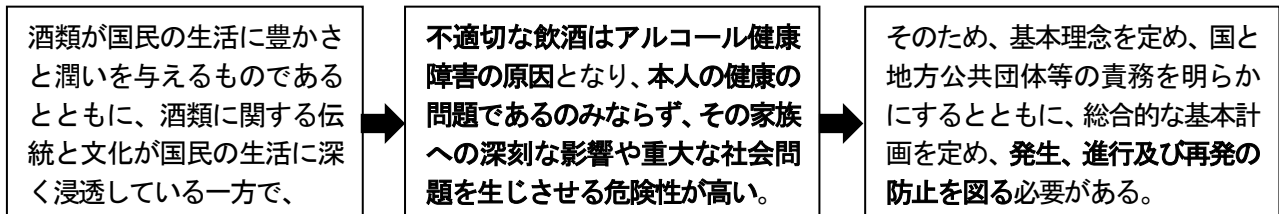


アルコール健康障害対策基本法成立までの経緯

(文責：アル法ネット)

1. アルコール健康障害対策基本法案を提出する理由



※アルコール健康障害＝アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

2. 日本の現状

<ul style="list-style-type: none">●なんらかのアルコール関連問題を有する人654万人●依存症者と予備群440万人●治療が必要な依存症者80万人●治療を受けている患者は4万人 ↑5%しか治療を受けていない	<ul style="list-style-type: none">●飲酒運転検挙の男性の5割、女性の4割が依存症の疑い●深刻なDVの3割、刑事処分を受けたDVの7割近くが、酒を飲んだの犯行●自殺者の2割以上にアルコール関連問題●施設入所の認知症高齢者の3割はかつての大量飲酒者●アルコール関連疾患等の年間死者数は推定3万5千人
---	--

- ・厚生省研究班が、飲み過ぎによる社会的損失は、年間4兆1483億円で酒税の3倍と試算。
- ・不適切な飲酒は、放置していると問題が複合して重篤化していき、医療費をはじめとする社会的コストが増大する。逆に、不適切な飲酒を減らすことができれば、関連疾患だけでなく、飲酒運転・暴力・虐待・自殺等の社会問題も抑制され、社会的コストは低減される。

3. 背景にある世界の動き

WHOが2010年に、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」を決議し、加盟国に総合対策を求めている。2013年のWHO総会では、アルコールの有害使用は「非感染性疾患対策」の4つの柱の1つに位置づけられ、2020年までに10%低減の目標が打ち出された。

4. アルコール健康障害基本法制定までの経緯

- ・2010年夏から、アルコール3学会が協働開始、全日本断酒連盟とASKも加わり基本法制定に向けて関係団体の結集を図るが、震災で中断。2012年1月にアル法ネット設立準備委員会を立ち上げ、5月31日設立。
- ・2012年3月、超党派アルコール問題議員連盟が法案作りに動き出し、アル法ネットとの頻繁なやりとりの中で11月14日に骨子案をまとめた。この1時間後に、野田前首相が衆院解散を宣言。
- ・政権交代後、自民党合同部会（政調、内閣・法務・財務金融・文部科学・厚生労働・国土交通）で4回の勉強会を開催。関係省庁と酒類業中央団体連絡業議会（酒中連）へのヒアリングを行ない、先の骨子案をもとに条文化を進めた。酒中連からの要望は、「飲酒そのものを否定しないこと」「法的規制ではなく酒類業界の自主努力を尊重してほしい」という2点で、加筆修正。
- ・内閣府が厚生省か、所管の調整に時間がかかったが、「当初は内閣府、のちに厚生省に移管する」との画期的な結論が出て、10月24日に議連総会で承認。所管のバトンリレーを制定時の法案附則に明記するのは法制史上初めて。内閣府の機能発揮と膨大な業務の整理というジレンマを解決するモデルケースと期待されている。
- ・11月7日、議連総会で全党合意を確認。11月20日に衆院内閣委員会で正式の法案と承認、翌日の本会議で可決。12月6日に参院内閣委員会、翌7日0時24分に本会議で原案のまま可決。衆参とも全会一致。
- ・12月13日公布。6ヵ月以内に施行、2年以内に基本計画策定。策定後3年以内に厚生省に移管。

5. 地方議会から国への意見書

- ・なお、各地の断酒会・医療関係者の尽力により、今年9～10月にかけて、この基本法の制定を求める意見書が地方議会から国へ続々提出された。広島県・島根県・鳥取県・山口県・愛媛県・大分県・奈良県・和歌山県・愛知県・三重県・北海道、名古屋市と、11道県・1市にのぼっている。

アルコール健康障害対策基本法の概要

●基本認識

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

●定義

アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

●基本理念

- ・アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、当事者と家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ・密接に関連する飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携

●責務

国・地方公共団体・事業者・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務を規定

●アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を設置

●法制上の措置等

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

●アルコール健康障害対策推進基本計画等

- ・**国の基本計画**：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議し、関係者会議の意見を聴いて案を作成、法施行後2年以内に閣議決定し、5年毎に見直し
- ・**都道府県の推進計画**：国の基本計画をもとに実情に即した推進計画を策定、5年毎に見直し

●基本的施策

- ・教育の振興等
- ・健康診断及び保健指導
- ・アルコール健康障害に関連した飲酒運転などをした者に対する指導など
- ・民間団体の活動に対する支援
- ・調査研究の推進等
- ・不適切な飲酒の誘引の防止
- ・アルコール健康障害に係る医療の充実等
- ・相談支援等
- ・社会復帰の支援
- ・人材の確保等

●アルコール健康障害対策推進会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行う推進会議の設置

●アルコール健康障害対策関係者会議

基本計画策定におよび、推進会議の連絡調整に際して意見を聴くため、専門家・当事者等20名以内で構成された関係者会議を設置

※法律の施行当初は、内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管

法律全文は、アル法ネットのホームページ、参議院ホームページの議案情報でご覧になれます。